医療系サービスを計画に位置付ける際の 主治の医師の指示内容の確認方法について

1 基 準

【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第20号及び第21号】

- 20 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- 2 1 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、<u>当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行う</u>ものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準について第2の4回】

介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護については、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

2 解 釈

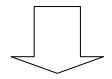
〜神奈川県高齢福祉課開催 平成20年度 介護保険指定事業者等指導講習会資料「居宅介護 支援」より抜粋〜

主治医の指示の確認

- ・居宅サービス計画に医療系サービス(訪問看護、通所リハビリテーション等) を位置付ける場合は、主治の医師又は歯科医師の指示を確認する必要がありま す。
- ・なお、主治の医師又は歯科医師の指示の確認方法は、医師本人からの聞き取り や医師の出す指示書である必要はありません。下記の確認事項について、主治 の医師又は歯科医師の所属する医療機関関係者から何らかの方法で確認してあ れば結構です。

〈確認事項〉

- ① 確認した日時
- ② 確認した相手(担当者)※医師本人でなくても可
- ③ 指示を出している主治の医師名及び医療機関名
- ④ 指示の出ている期間
- ⑤ 指示の内容



藤沢市における指定介護予防支援業務を行う際の指示書の確認方法は次の とおりとします。

原則1 ~基準通りの考え方~

指示書を記載した主治の医師又は歯科医師に確認し、上記〈確認事項〉①から⑤について記録しておく。

原則2 ~神奈川県の解釈と同様の考え方~

原則1の方法が困難である場合、主治の医師又は歯科医師の所属する医療機 関関係者から何らかの方法で上記〈確認事項〉①から⑤について確認し、記録 しておく。

これらの基準の考え方や神奈川県高齢福祉課の示す解釈は、指 定介護予防支援事業所が主治の医師や歯科医師と連携を図る ことの必要性を主旨として発出されています。

> 藤沢市介護保険課 総務・給付担当 2008年(平成20年)10月15日